

議 長 日程第4「議案第42号松田町下水道条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第42号松田町下水道条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。
平成28年9月7日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。下水道事業の健全な運営を図るため、下水道使用料の改正をした
いので、提案するものでございます。よろしくお願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

環境上下水道課長 それでは、説明させていただきます。この条例は、前回の改正時に議会の修正意見の附帯事項に、4年をめぐりに料金の見直しをしろといった、そういったものに基づいて、当時の考え方に基づき算定させていただいたものでございます。

1枚おめくりください。松田町下水道条例の一部を改正する条例。松田町下水道条例の一部を次のように改正する。別表を次のように改める。新旧対照表で御説明いたします。

それでは、1枚おめくりください。参考資料の新旧対照表でございます。紙面左側が改正案、右側が現行となっております。基本料金756円を897円に、10立方メートルを超え20立方メートルまでの分84円を99円に、以下順次、1,000立方メートルを超える分まで改正をしているところでございます。

1枚お戻りください。附則。

（施行期日）1項、この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）2項、前項に規定する施行の日（以下「施行期日」という。）前から継続して使用している公共下水道に関する施行期日以後初めて確定する使用料については、この条例による改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例によるということで、29年2、3月分の取り扱いを規定したものでございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。この議案第42号は、委員会へ付託をして審査を予定しております。本日は、討論・採決は行いません。質疑のみとい

うことで御承知おき願います。

これより質疑に入りますが、最初は総務文教常任委員会委員の方の質疑をお願いいたします。質疑はございませんか。

12番 大 舘 この提案理由はですね、健全な運営を図ることがうたわれていますけれども、下水道についてはですね、従前からいろいろ議論があります。それが、この目的を達成できるような数値なのか。第1点はね。

それから、今、消費税も上がったり、いろいろな今の社会状況の中でね、この辺が利用者の理解を得られる手段としてどのような方法をとられるのか。ちょっと2点をお願いしたいと思います。

環境上下水道課長 非常に悩ましい御質問なんです。やはり、会計だけを考えて、企業会計の形をとってはいませんが、そういった収支バランスというものを考えた場合にはですね、さらに検討の余地はございます。ただ、今回につきましてはですね、前回の答申の部分を踏襲した形で計算をさせていただいておりますので、提案理由とちょっと離れているかなという感じはお持ちかもしれませんが、そこはまた会計の論理だけではない部分というものも含めて、次回、どのタイミングになるかわかりませんが、そのときの、その見直しのときに十分議論してやっていきたいなと思っております。

それから、周知の方法でございしますが、一定期間を持ちましてですね、前回は各戸ポスティングという形をとらせていただきました。そういった形を含めまして、広報なり、各戸配付なりというような方法でお願いをするという考え方をしております。

12番 大 舘 課長に苦しい質問をして申しわけないんですけども。この問題についてはね、この下水道の特会以外にも、いろいろ議論はされますよね。その都度、議論されています。特別会計の本旨として、独立採算制が基本だという、基本があるわけじゃないですか。それに基づくと、この数値ではとても到達できる問題じゃない。それを一気に、じゃあ独立採算でやるようにという意味ではありませんよ。それらも含めて、産業厚生委員会に付託されていますので、その辺をぜひ委員会の中で審議していただけるために、あえて質問をさせていただきました。本当にこの問題は大変なんです。しかも、この後ですね、寄地域の生

活排水についても提案されますよね。ですから、その辺もかみ合わせた中でね、公平な、平等とは言いません、公平なね、執行がされるような処置をぜひとっていただきたいなと考えて、あえて質問をさせていただきました。よろしくお願いします。答弁はいいです。

議

長　ほかに、総務文教常任委員会の方、ほかにございませんか。よろしいですか。それでは、ないようですので、産業厚生常任委員会の方の質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「ありません」の声あり）

それでは、質疑なしということで、ここで質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。質疑を打ち切ります。

お諮りします。議案第42号松田町下水道条例の一部を改正する条例につきましては、産業厚生常任委員会へ付託して慎重なる審査を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。よって、議案第42号につきましては、産業厚生常任委員会へ付託の上、審査することに決定いたしました。